

エバーグリーン・リテイリング株式会社
電気供給約款(ライフスタイルプラン)
別紙 I

2024年10月1日より施行の電気供給約款(LSプラン)13(料金)に規定する料金は以下のとおりとします。本別紙 I の適用日は2024年10月1日とします。

1. プランの特徴

当社のプランは、当社がお客さまに供給する電気について、再エネ指定の非化石証書を利用して、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)に基づく二酸化炭素排出係数(調整後排出係数)をゼロとする予定のプランです。

2. 料金等

料金プラン：

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 北海道・東北・関東・中部・北陸・九州エリアにおいては契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。また近畿・中国・四国エリアにおいては、使用する最大容量(以下「最大需要容量」といいます。)が6キロボルトアンペア未満であること。

(ロ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流または最大需要容量と契約電力との合計(この場合、10アンペアまたは1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流または最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

ハ 契約電流及び最大需要容量

(イ) 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申し出によって定めます。

(ロ) 送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

また、最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社および送配電事業者との協議によって行います。

ニ 料金

料金は、最低料金、別表2(電源調達調整)によって算定された電源調達調整額、および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金およびの合計といたします。なお、電気を使用されない場合でも最低料金を申し受けます。

最低料金

料金プラン	最低料金適用電力量	単位	料金(税込)
LS_定額150kWh	1契約につき最初の150キロワット時まで	1契約	4,280円00銭
LS_定額220kWh	1契約につき最初の220キロワット時まで	1契約	6,280円00銭
LS_定額300kWh	1契約につき最初の300キロワット時まで	1契約	8,280円00銭
LS_定額450kWh	1契約につき最初の450キロワット時まで	1契約	12,800円00銭
LS_定額600kWh	1契約につき最初の600キロワット時まで	1契約	16,800円00銭

電源調達調整

		単位	料金(税込)
最低料金適用電力量を超える電力量料金	電力量1キロワット時につき	1kWh	別表2の定め通り

再生可能エネルギー発電促進賦課金

別表第1条の定め通り、最低料金に適用される電力量分を使用したとみなし、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用いたします。